○環境省告示第二十二号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第六条第一項の規定に基づき、霧島屋久国立公園の区域を変更し、及び同国立公園の名称を霧島錦江湾国立公園に改めたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

変更後の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十四年三月十六日

環境大臣　細野　豪志

一　追加する区域

鹿児島県垂水市大字中俣の一部

鹿児島県霧島市隼人町真孝及び野久美田、国分敷根並びに福山町福山の各一部

鹿児島県姶良市大字平松及び大字脇元の各一部

鹿児島県鹿児島市、垂水市、霧島市及び姶良市の地先島しょ及び地先岩礁並びに地先海面の一部

二　削除する区域

鹿児島県指宿市十二町の一部

鹿児島県熊毛郡屋久島町内国有林屋久島森林管理署一林班から八林班まで、一三林班、二二林班、二三林班、三一林班、四五林班、五〇林班から六三林班まで、七五林班から一〇一林班まで、一〇三林班から一〇八林班まで、一一二林班、二一三林班から二一五林班まで、二二〇林班から二二二林班まで、二二五林班、二二八林班から二三二林班まで及び二六三林班から二七一林班までの全部並びに九林班、一二林班、一四林班、一五林班、一七林班から一九林班まで、二四林班、二六林班から三〇林班まで、三三林班、三八林班、四七林班、六五林班、一〇二林班、一一一林班、二〇四林班から二〇六林班まで、二一二林班、二七四林班及び二七五林班の各一部

鹿児島県熊毛郡屋久島町口永良部島の全部並びに安房、尾之間、栗生、中間、永田、船行及び宮之浦の各一部

鹿児島県熊毛郡屋久島町尾之間、口永良部島、栗生、中間、永田、船行及び宮之浦の各一部

三　区域を表示した図面（省略）

○環境省告示第二十三号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第八条第一項の規定に基づき、霧島錦江湾国立公園に関する公園計画を変更したので、同条第三項において準用する同法第七条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

変更後の公園計画を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十四年三月十六日

環境大臣　細野　豪志

一　特別地域に次の区域を追加する。

鹿児島県垂水市大字中俣の一部

鹿児島県霧島市隼人町真孝及び野久美田、国分敷根並びに福山町福山の各一部

鹿児島県姶良市大字平松及び大字脇元の各一部

二　特別地域から次の区域を削除する。

鹿児島県鹿児島市桜島赤生原町及び桜島小池町の各一部

鹿児島県指宿市十二町の一部

鹿児島県熊毛郡屋久島町内国有林屋久島森林管理署一林班から八林班まで、一三林班、二二林班、二三林班、三一林班、四五林班、五〇林班から六三林班まで、七五林班から一〇一林班まで、一〇三林班から一〇八林班まで、一一二林班、二一三林班から二一五林班まで、二二〇林班から二二二林班まで及び二六三林班から二七一林班までの全部並びに九林班、一二林班、一四林班、一五林班、一七林班から一九林班まで、二四林班、二六林班から三〇林班まで、三三林班、三八林班、四七林班、六五林班、一〇二林班、一一一林班、二〇四林班から二〇六林班まで、二一二林班、二七四林班及び二七五林班の各一部

鹿児島県熊毛郡屋久島町安房、尾之間、口永良部島、栗生、中間、永田、船行及び宮之浦の各一部

三　特別保護地区から次の区域を削除する。

鹿児島県熊毛郡屋久島町内国有林屋久島森林管理署一林班から四林班まで、五一林班、八二林班、九七林班、二二九林班から二三一林班までの全部並びに五林班から九林班まで、一二林班、一三林班、一七林班から一九林班まで、二二林班、二三林班、三〇林班、三一林班、四五林班、四七林班、五〇林班、五二林班、五三林班、五五林班から六一林班まで、八三林班、八五林班から九四林班まで、九八林班から一〇〇林班まで、一〇二林班、一〇三林班、二〇四林班から二〇六林班まで、二二三林班、二二六林班から二六九林班まで、二七一林班及び二七四林班の各一部

鹿児島県熊毛郡屋久島町口永良部島及び永田の各一部

四　第一種特別地域から次の区域を削除する。

鹿児島県指宿市山川大字福元の一部

鹿児島県熊毛郡屋久島町内国有林屋久島森林管理署八四林班、二二八林班及び二六三林班の全部並びに五林班から九林班まで、一二林班、一三林班、二三林班、二四林班、二七林班、二八林班、五三林班、五四林班、五九林班、六〇林班、六二林班、七五林班から七七林班まで、八一林班、八五林班、八七林班から八九林班まで、一〇六林班から一〇八林班まで、一一二林班、二三二林班、二六四林班、二六六林班から二六九林班まで、二七一林班及び二七四林班の各一部

鹿児島県熊毛郡屋久島町口永良部島の一部

五　第二種特別地域に次の区域を追加する。

鹿児島県指宿市山川大字福元の一部

鹿児島県垂水市大字中俣の一部

鹿児島県霧島市隼人町真孝及び野久美田、国分敷根並びに福山町福山の各一部

鹿児島県姶良市大字平松及び大字脇元の各一部

六　第二種特別地域から次の区域を削除する。

鹿児島県指宿市十二町の一部

鹿児島県熊毛郡屋久島町内国有林屋久島森林管理署一〇四林班の全部並びに五林班から九林班まで、三二林班、三八林班、四五林班、五七林班、五八林班、六二林班、六三林班、六五林班、七五林班、七六林班、七八林班から八一林班まで、八三林班、一〇三林班、一〇五林班、一一二林班から二七五林班の各一部

鹿児島県熊毛郡屋久島町安房、尾之間、口永良部島、栗生、中間及び永田の各一部

七　第三種特別地域から次の区域を削除する。

鹿児島県鹿児島市桜島赤生原町及び桜島小池町の各一部

鹿児島県熊毛郡屋久島町内国有林屋久島森林管理署九五林班、九六林班、一〇一林班、二一三林班から二一五林班まで、二二〇林班から二二二林班まで、二二五林班及び二七〇林班の全部並びに九林班、一二林班、一四林班、一五林班、一七林班、二二林班から二四林班まで、二六林班から二七一林班、二八三林班、九〇林班から九四林班まで、九八林班から一〇〇林班まで、一〇二林班、一〇三林班、一一二林班及び二六九林班の各一部

鹿児島県熊毛郡屋久島町安房、尾之間、口永良部島、船行及び宮之浦の各一部

八　次の乗入れ規制地区を削除する。

名称	区域
永田いなか浜・前浜	鹿児島県熊毛郡屋久島町永田の一部（道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域を除く。）
田代海岸	鹿児島県熊毛郡屋久島町内国有林屋久島森林管理署一一一林班の一部 （以上の区域のうち、道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域を除く。）

九　次の海域公園地区を追加する。

名称	位置
神瀬海域公園地区	鹿児島県鹿児島市桜島横山町地先
神造島海域公園地区	鹿児島県霧島市隼人町地先
若尊鼻海域公園地区	鹿児島県霧島市国分及び福山町地先
若尊海山海域公園地区	鹿児島県霧島市福山町地先
重富干潟海域公園地区	鹿児島県姶良市大字平松地先